

子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 市民公募委員を募集します

6/10
まで



子どもたちの健やかな育ちのために、大人としてどのように行動すべきかを示した「**京都市はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)**」。

この度、この憲章の実践の輪を一層広げる取組等について審議する「**子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会**」に参加していただける方を募集します。市民の皆様の幅広い御意見・御提案を同憲章の推進に反映させるため、是非御応募ください。

京都市はぐくみ憲章

(子どもを共に育む京都市民憲章)

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



京都市はぐくみ憲章

(平成19年2月5日制定)

応募要項

1 募集人数

2名

2 任期

令和元年6月29日から令和3年6月28日まで、2年間

(参考) 平成29年度、30年度の委員の主な活動について

- ・子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会(4月、7月、12月開催)
行動指針の決定、取組報告、実践推進者表彰の選考等
- ・実践推進者表彰式(2月)への出席

3 応募資格

応募日現在、次の条件をすべて満たしている方

- (1) 京都市の子どもに関する施策の推進に理解、関心のある方
- (2) 京都市内にお住まいで、引き続き京都市内にお住みになる予定の方
※ 市内に住民登録をしている方(国籍は問いませんが、日本語を理解できる方とします。)
- (3) 年齢18歳以上の方
- (4) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (5) 京都市の他の2つ以上の附属機関等に、市民公募委員として在籍されていない方
- (6) 平日に開催される会議に出席できる方

4 応募方法

応募用紙に「子どもや家庭を取り巻く状況について考えること」(400字程度)その他必要事項を記入し、持参、郵送、ファクシミリ又はEメールで提出してください。

なお、応募書類は返却しませんので、御了承ください。

5 応募期間

令和元年5月15日(水)から令和元年6月10日(月)まで【必着】

※持参の場合は午前8時45分～午後5時30分(土・日・祝日を除く。)

※FAX、電子メールの場合は送信日時の記録が締め切り日までのものを有効とします。

6 選考

応募書類をもとに選考します。選考結果は応募者全員にお知らせします。

7 報酬

会議への出席ごとに、委員報酬をお支払いします。

応募・問い合わせ先

〒604-0845

京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町552 明治安田生命京都ビル4階
京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

TEL: 075-251-0457

FAX: 075-251-1616

Eメール: hagukumi-bunka@city.kyoto.lg.jp

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000251134.html>

京都市 はぐくみ憲章 市民公募委員

検索

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例

～ 概要 ～

(平成23年4月施行, 平成26年3月改正)

実践主体の主な役割

- 保護者** 子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。
- 地域住民** 地域の子どもの見守り、保護者を支え、地域社会づくりに努める。
- 育ち学ぶ施設** 施設がある地域で、遊び、学習、養育等を通して、子どもを育む拠点となる。
- 事業者** 子どもの健やかな成長に配慮した事業活動を行い、社会環境の整備に努める。
- 京都市** 子どもを健やかで心豊かに育む社会環境の整備を推進する。
- 観光旅行者等** 市民や京都市が行う憲章実践の取組に協力する。

基本的な方策

憲章に掲げられた6つの行動理念に沿って、それぞれの立場で取り組むべき具体的な内容を規定

- 1 子どもの存在を尊重し、
かけがえのない命を守るための取組
- 2 子どもから信頼され、
模範となる行動に努めるための取組
- 3 子どもを育む喜びを感じ、
親も育ち学べる取組を進めるための取組
- 4 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と
家族のきずなを大切にするための取組
- 5 子どもを見守り、人と人が支え合う
地域のつながりを広げるための取組
- 6 子どもを育む自然の恵みを大切にし、
社会の環境づくりを優先するための取組

緊急課題への方策

子どもの命や安全を脅かす緊急課題に対して、実践方策を規定

- 1 子どもの命や安全を脅かす問題への対策
 - 児童虐待対策
 - いじめ対策
 - 児童ポルノ対策
 - 薬物乱用対策
 - 性感染症対策
- 2 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善
 - インターネットの不適切な利用への対策
 - 電子・映像メディア依存への対策

実践推進の具体策

- 憲章の日** 毎年2月5日を「憲章の日」とする
- 表彰** 憲章の実践推進者を市長から表彰
- 情報提供** 印刷物の配布などで憲章の実践に関する情報を提供
- 体制整備** 憲章の実践推進に必要な京都市の体制を整備
- 行動指針** 毎年度、憲章の実践方策に関する「行動指針」を策定
- 推進協議会** 憲章の実践推進に関して、調査や審議などを行うため、学識者等による「推進協議会」を設置



チラシ等の「雑がみ」の
リサイクルを進めよう!



京都市印刷物 第314147号
令和元年5月発行
発行：京都市
子ども若者はぐくみ局
はぐくみ創造推進室